

「所得金額」に「養育費の80%」を加えた額から「控除額表の控除額」を引いた金額(控除後の金額)が、「所得制限額表の金額未満」であれば、制度の対象となります。

(注釈)扶養義務者については、「養育費の80%」は含みません。

所得金額とは、「総所得金額【※】+退職所得(分離課税されるものを除く)+山林所得+土地等の係る事業所得等+長期・短期譲渡所得(特別控除前の所得)+先物取引に係る雑所得等」となります。

【※】総所得金額とは、年間収入金額から必要経費を差し引いた額のことです。給与所得の場合は、給与所得控除後の金額です。

扶養人数とは税法上の扶養人数です。

ひとり親家庭医療所得制限額表

扶養人数	本人所得【注意1】	扶養義務者所得【注意2】
0人	2,000,000円	2,440,000円
1人	2,380,000円	2,820,000円
2人	2,760,000円	3,200,000円
3人以上	以下38万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

上記の所得制限額表には、社会保険料控除80,000円を一律加算してあります

【注意1】前年に養育費を受け取っていた場合は、養育費の80%が所得として加算されます。

【注意2】扶養義務者とは、受給者本人と生計を同じくする民法上の扶養義務者を指し、一般的な基準としては、受給者本人と同居している配偶者および直系血族(父母・祖父母・18歳以上の子)、実の兄弟姉妹のことです。

控除額表

控除項目	控除額
雑損・医療費・小規模共済等控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額
老人扶養(70歳以上の者)	100,000円【注意3】
特定扶養(16歳以上23歳未満の者)	150,000円【注意4】
本人が寡婦または寡夫	なし【注意5】
本人が特別寡婦	なし【注意5】
普通障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円

【注意3】扶養義務者は、扶養人数が2人以上いる場合に60,000円が控除されます。

【注意4】扶養義務者は、特定扶養があっても控除されません。

【注意5】請求者(受給者)本人が子の父母以外の場合および扶養義務者については、寡婦または寡夫270,000円、特別寡婦350,000円が控除されます。